

委託契約書（案）

- 1 業務の名称 福島県小名浜港湾建設事務所機械警備等業務
- 2 業務の内容 別紙仕様書（案）のとおり
- 3 契約の金額 金 円也
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 4 契約の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削減があった場合、甲はこの契約を解約できるものとする。
- 5 契約保証金 契約金額の100分の5の金額とする。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号に該当する場合はこれを免除する。

上記の委託業務について、委託者「福島県」（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）とは、次の各条項に定めるところにより、福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年福島県条例第70号）第3号の規定に基づく契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別記仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって、頭書の業務を実施するものとする。

- 2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従うものとする。

（業務に使用する機器及び配線等の設置及び撤去）

第2条 乙は、委託業務を開始するにあたり、必要な機器及び配線等を設置する場合は、別紙仕様書によるものとし、設置が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、設置した機器及び配線等を撤去する必要がある場合は、別紙仕様書によるものとし、撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

- 3 第1項及び第2項にかかる経費は、乙の負担とする。

（検査）

第3条 甲は、前条の報告書を受領したときは、速やかに乙に立会を求めて業務の履行について確認を行わなければならない。

- 2 前項の検査の結果不合格となり、業務の補正を命ぜられたときは、乙は遅延なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届けを提出し

て検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第1項の規定を準用する。

(毎月の報告義務)

第4条 乙は、業務遂行状況を毎月取りまとめて、別紙仕様書に基づき書面にて翌月15日まで甲に報告するものとする。

(報告書の確認)

第5条 甲は、前条の書面を受領したときは、10日以内に業務の履行について確認を行わなければならない。

2 前項の確認の結果、業務の補正が必要となった場合は、甲乙協議して当該補正を行うものとする。

(委託料の請求及び支払)

第6条 乙は、前条第1項により適切に業務を遂行したと認められたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 各月の委託料の支払額は別表のとおりとする。

(乙の損害賠償)

第7条 業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲及び甲の財物又は甲の職員に損害(第三者に与えた損害を含む。)が発生した場合は、必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(甲の免責事項)

第8条 乙に専従する警備要員の警備任務中における身体上の事故については、甲は、一切その責任を負わないものとする。

(乙の免責事項)

第9条 乙は、次の各号に起因する事故について、損害又は補償の責を負わない。

(1) 建造物、施設又は物品自体の瑕疵若しくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合。

(2) 天災地変、暴動、電話回線等の不通、その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能になった場合

(3) 警備対象物件に設置した機器について、甲又は甲の職員若しくは甲の関係者が、乙と協議することなく、移転、変更、撤去又は加工等をした場合。

(4) 甲の職員、出入業者の故意又は過失に基づく場合。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。

- (2) 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が第 13 条、第 16 条の規定に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が役員である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に業務委託料債権を譲渡したとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲が前項の規定により契約全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 の額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことができない事由による解除の場合はこの限りではない。

（談合その他不正行為による解除）

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に該当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。また、第 3 号のうち、乙に対して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条の規定による刑が確定した場

合もこの限りではない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約の変更）

第 1 2 条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一部中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定める。

（権利義務等の譲渡）

第 1 3 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は担保に供してならない。

（損害賠償の予約）

第 1 4 条 乙は第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 号までのうち命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第 11 条第 1 項第 3 号のうち、乙に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 1 5 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その

端数は切り捨てる。)の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額 (100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 19 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 住 所 福島県いわき市小名浜字辰巳町 6 8 番地
福島県

氏 名 福島県小名浜港湾建設事務所長

乙 住 所
氏 名
代表者